

職 権 消 除 者 の 公 示

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により、職権消除者送達名簿記載の者の住民票を消除したが、所在が不明のため住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

令和7年11月28日

一宮市長 中野 正 康

職 権 消 除 者 送 達 名 簿

消 除 前 の 住 所	世 帯 主 氏 名	本 人 氏 名
		生 年 月 日
一宮市平島2丁目2番20号	大島 正幸	大島 浩之
		平成3年11月10日